

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	北九州市立看護専門学校
設置者名	地方独立行政法人北九州市立病院機構

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護科	夜・通信	9単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

北九州市立看護専門学校事務窓口にて閲覧可能。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	北九州市立看護専門学校
設置者名	地方独立行政法人北九州市立病院機構

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	北九州市立看護専門学校運営会議
役割	北九州市立看護専門学校運営会議要綱（抜粋） （所掌事務） 第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。 (1) 学校の教育計画に関すること。 (2) 学生の募集に関すること。 (3) 学生の入学及び卒業に関すること。 (4) 学校の講師の選考に関すること。 (5) その他学校の運営に関すること。 運営会議で出された意見をもとに、受験生確保対策、学生への進路指導、実習施設確保、経営に関することなどについて、改善に向けた取り組みを行っている。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
北九州市立病院機構 機構本部次長	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	学校設置者の本部職員
北九州市立病院機構 機構本部 総務課長 事務取扱	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	学校設置者の本部職員
北九州市立医療センター 副院長	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	学校と同一の設置者が 管理する病院
北九州市立医療センター 看護部長	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	学校と同一の設置者が 管理する病院
北九州市立医療センター 事務局長	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	学校と同一の設置者が 管理する病院
北九州市立八幡病院 副院長	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	学校と同一の設置者が 管理する病院
北九州市立八幡病院 看護部長	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	学校と同一の設置者が 管理する病院
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	北九州市立看護専門学校
設置者名	地方独立行政法人北九州市立病院機構

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 教務会議で、これまでの授業方法やカリキュラム内容、到達目標等について見直し・検討を行う。洗い出された課題や方針等を踏まえ、授業ごとに各担当教員が授業計画書を作成し、これを幹部会で精査した後、決定する。 4月頃に学生に配布した上、同時期に学校事務窓口でも公開をする。	
授業計画書の公表方法	北九州市立看護専門学校事務窓口にて閲覧可能。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ○北九州市立看護専門学校学則（抜粋） （単位の授与） 第13条 校長は、授業科目を履修した者に対し、学修の評価に基づき、単位認定会議を経て、所定の単位を与える。 （学修の評価） 第14条 学修の評価は、学科試験及び実習の成績等を総合して行う。 （学科試験及び実習評価） 第15条 学科試験及び実習評価は、授業科目ごとに当該授業科目の終了後に行う。 ただし、校長が必要と認めるときは、随時これを行うことができる。 2 学科試験及び実習評価の評定は、各科目100点を満点とし、60点以上を合格とする。 3 校長は、前項の規定により学科試験または実習評価の評定が不合格となった者のうち校長が必要と認める者に、再試験または再実習を許可する。 4 校長は、病気その他やむを得ない理由により学科試験または実習評価を受けることができなかった者に、追試験または追実習を許可する。 ○北九州市立看護専門学校学習評価要綱（抜粋） （受験資格） 第4条 試験は各科目につき、所定の履修時間の3分の2以上出席し、レポート等その授業に課せられたものを提出した者でなければ、受験することはできない。 2 出席時間が所定の履修時間の3分の2以上の者でも、校長が必要と認める場合には、別に行う課題を達成しなければ受験資格を得ることができない。 3 出席時間が所定の履修時間の3分の2未満の者でも、校長が必要と認める場合には、補習講義等別に行う課題を達成すれば、受験資格を得ることができる。	

補習講義を受けようとする者は、事実発生後 3 日以内に補習講義申請書を校長に提出し、許可を受けなければならない。

- 4 試験での遅刻は原則として認めないが、試験開始時間より 15 分迄の遅刻は受験を許可する。ただし、試験終了時間は延長しない。
- 5 3 年次における試験においては、1・2 年次に修得しなければならない授業科目全ての単位の修得が認められた者で上記の受験資格をもつ者のみが受けることができる。

(試験方法)

第 6 条 試験は、筆記、レポート、実技等の方法により行うものとする。

(合否判定)

第 8 条 試験の評定は、学則第 15 条第 2 項の定めるところにより行う。ただし、臨時試験を実施した授業科目についてはそれぞれの試験の成績を総合して判定する。

(学科評価)

第 11 条 学科評価はその学科の得点を総合的に判定し、下記に示す 4 段階で評価を行う。

- 優 : 80 点以上 (優 : 90 点以上)
- 良 : 70 点以上、80 点未満
- 可 : 60 点以上、70 点未満
- 不可 : 60 点未満

(実習評価を受ける資格)

第 13 条 実習ブロック毎の実習すべき時間数の 3 分の 2 以上出席しなければ、実習評価を受けることはできない。

(実習評価)

第 14 条 実習の評価は、ブロック毎に規定される評価表をもって評価する。

- 2 実習科目が複数ブロックで構成されている場合は、各ブロックの評価得点を合算して、総合評価得点とする。
- 3 臨地実習の評価は、当該実習地を担当する教員と臨地の実習指導者の協議のもとに行い、評価得点が 60 点以上をもって合格とする。
- 4 実習評価は、下記に示す 4 段階で評価を行う。
 - 優 : 80 点以上 (優 : 90 点以上)
 - 良 : 70 点以上、80 点未満
 - 可 : 60 点以上、70 点未満
 - 不可 : 60 点未満
- 5 再実習で合格した場合、当該実習の評価は、「可」をもって評価する。

(単位修得)

第 18 条 学則 13 条により当該学年において単位を修得した者に対し、単位修得書を授与する。

- 2 単位修得は単位認定日をもって認定する。
- 3 単位修得できなかった授業科目においては、再度受験資格を得たうえで、単位修得のための試験を受けなければならない。

(総合評価)

第 19 条 学習の評価は、学科試験および実習の成績の他、出席状況、学習態度等総合して行う。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する。 (100 点満点で点数化) その数値 (平均点) をもとに、成績の順位づけを行う。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	北九州市立看護専門学校事務窓口にて閲覧可能。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ○教育目標 1 対象となる人を全人的に理解する能力を養う 2 人間性と創造性を高め、社会人としての良識を養う 3 多様な価値観を受け入れ良好な人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う 4 看護倫理に基づき、対象の意思を尊重した看護を実践する能力を養う 5 科学的根拠に基づいた臨床判断能力を用いて看護を実践する能力を養う 6 保健医療福祉システムを理解し、多職種と協働し看護の専門性を果たす能力を養う 7 社会の動向に関心をもち、主体的に学び看護を探究する姿勢を養う ○北九州市立看護専門学校学則 (抜粋) (単位の授与) 第 13 条 校長は、授業科目を履修した者に対し、学修の評価に基づき、単位認定会議を経て、所定の単位を与える。 (卒業) 第 16 条 校長は、所定の単位を修得した者に対して、卒業を認定する。 2 校長は、前項の規定により卒業を認定された者に対し、卒業証書を授与する。 3 第 1 項の規定により卒業を認定された者は、専門士 (医療専門課程) と称することができる。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	北九州市立看護専門学校事務窓口にて閲覧可能。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	北九州市立看護専門学校
設置者名	地方独立行政法人北九州市立病院機構

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	北九州市立看護専門学校事務窓口で公表（9月公表予定）
収支計算書又は損益計算書	北九州市立看護専門学校事務窓口で公表（9月公表予定）
財産目録	北九州市立看護専門学校事務窓口で公表（9月公表予定）
事業報告書	北九州市立看護専門学校事務窓口で公表（9月公表予定）
監事による監査報告（書）	北九州市立看護専門学校事務窓口で公表（9月公表予定）

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
医療		看護専門課程	看護科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	110 単位時間/単位	単位時間 87/単位	単位時間 /単位	単位時間 23/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			110 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		127人	0人	12人	89人	101人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 教務会議で、これまでの授業方法やカリキュラム内容、到達目標等について見直し・検討を行う。洗い出された課題や方針等を踏まえ、授業ごとに各担当教員が授業計画書を作成し、これを幹部会で精査した後、決定する。 4月初旬、学生に配布したうえ同時期に学校事務窓口でも公開をする。
成績評価の基準・方法
（概要） ○北九州市立看護専門学校学則（抜粋） （単位の授与） 第13条 校長は、授業科目を履修した者に対し、学修の評価に基づき、単位認定会議を経て、所定の単位を与える。 （学修の評価） 第14条 学修の評価は、学科試験及び実習の成績等を総合して行う。 （学科試験及び実習評価） 第15条 学科試験及び実習評価は、授業科目ごとに当該授業科目の終了後に行う。 ただし、校長が必要と認めるときは、随時これを行うことができる。 2 学科試験及び学習評価の評定は、各科目100点を満点とし、60点以上を合格とする。

- 3 校長は、前項の規定により学科試験または実習評価の評定が不合格となった者のうち校長が必要と認める者に、再試験または再実習を強化する。
- 4 校長は、病気その他やむを得ない理由により学科試験または実習評価を受けることができなかった者に、追試験または追実習を許可する。

○北九州市立看護専門学校学習評価要綱（抜粋）

（受験資格）

- 第4条 試験は各科目につき、所定の履修時間の3分の2以上出席し、レポート等その授業に課せられたものを提出した者でなければ、受験することはできない。
- 2 出席時間が所定の履修時間の3分の2以上の者でも、校長が必要と認める場合には、別に行う課題を達成しなければ受験資格を得ることができない。
 - 3 出席時間が所定の履修時間の3分の2未満の者でも、校長が必要と認める場合には、補習講義等別に行う課題を達成すれば、受験資格を得ることができる。
補習講義を受けようとする者は、事実発生後3日以内に補習講義申請書を校長に提出し、許可を受けなければならない。
 - 4 試験での遅刻は原則として認めないが、試験開始時間より15分迄の遅刻は受験を許可する。ただし、試験終了時間は延長しない。
 - 5 3年次における試験においては、1・2年次に修得しなければならない授業科目全ての単位の修得が認められた者で上記の受験資格をもつ者のみが受けることができる。

（試験方法）

- 第6条 試験は、筆記、レポート、口述、実技等の方法により行うものとする。

（合否判定）

- 第8条 試験の評定は、学則第15条第2項の定めるところにより行う。ただし、臨時試験を実施した授業科目についてはそれぞれの試験の成績を総合して判定する。

（学科評価）

- 第11条 学科評価はその学科の得点を総合的に判定し、下記に示す4段階で評価を行う。

優 : 80点以上（優：90点以上）
良 : 70点以上、80点未満
可 : 60点以上、70点未満
不可：60点未満

（実習評価を受ける資格）

- 第13条 実習ブロック毎の実習すべき時間数の3分の2以上出席しなければ、実習評価を受けることはできない。

（実習評価）

- 第14条 実習の評価は、ブロック毎に規定される評価表をもって評価する。

- 2 実習科目が複数ブロックで構成されている場合は、各ブロックの評価得点を合算して、総合評価得点とする。
- 3 臨地実習の評価は、当該実習地を担当する教員と臨地の実習指導者の協議のもとに行い、評価得点が60%以上をもって合格とする。
- 3 実習科目が複数ブロックで構成されている場合は、各ブロックの評価得点を合算して、総合評価得点とする。
- 4 実習評価は、下記に示す4段階で評価を行う。
優 : 80点以上（優：90点以上）
良 : 70点以上、80点未満
可 : 60点以上、70点未満
不可：60点未満
- 5 再実習で合格した場合、当該実習の評価は、「可」をもって評価する。

(単位修得) 第 18 条 学則 13 条により当該学年において単位を修得した者に対し、単位修得書を授与する。 2 単位修得は単位認定日をもって認定する。 3 単位修得できなかった授業科目においては、再度受験資格を得たうえで、単位修得のための試験を受けなければならない。 (総合評価) 第 19 条 学習の評価は、学科試験および実習の成績の他、出席状況、学習態度等総合して行う。
卒業・進級の認定基準
(概要) ○北九州市立看護専門学校学則（抜粋） (単位の授与) 第 13 条 校長は、授業科目を履修した者に対し、学修の評価に基づき、単位認定会議を経て、所定の単位を与える。 (卒業) 第 16 条 校長は、所定の単位を修得した者に対して、卒業を認定する。 2 校長は、前項の規定により卒業を認定された者に対し、卒業証書を授与する。 3 第 1 項の規定により卒業を認定された者は、専門士（医療専門課程）と称することができる。
学修支援等
(概要) 国家試験対策：年次ごとに目標を立て、小グループ制で指導を行う。 就職活動支援：病院の選び方講座（外部講師） 面接、履歴書講座（外部講師） タイムマネジメント講座（外部講師）

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
37人 (100%)	1人 (3%)	36人 (97%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 地方独立行政法人 北九州市立病院機構、 独立行政法人 地域医療機能推進機構 九州病院 他			
(就職指導内容) ・就職説明会（北九州市立病院機構） ・病院の選び方講座（外部講師） ・面接、履歴書講座（外部講師） ・タイムマネジメント講座（外部講師）			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師免許取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
123人	2人	1.6%
(中途退学の主な理由) 一身上の都合		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面接、学修支援、カウンセリング		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護科	150,000 円（市内居住者） 230,000 円（市外居住者）	360,000 円	60,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 北九州市立看護専門学校事務窓口にて閲覧可能。